

第四十号

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中「当分の間」の下に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する公署で管理者が定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

第十七条中「休日等」の下に「（次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第二十九条中「から第九条まで、第十一条」を「、第七条、第八条第二項、第九条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

提案理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正されることに鑑み、医師及び歯科医師に適用される給料表の適用を受ける職員以外の職員についても地域手当を支給

する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。